

令和2年10月19日

各 市 町 長 様

広島県東部保健所長
〒722-0002 尾道市古浜町26-12
生活衛生課

ノロウイルス食中毒予防の普及啓発について（通知）

食品衛生行政の推進については、平素から御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

例年、ノロウイルスによる食中毒は冬期に多発し、年間食中毒患者数の約65%を占めており、発生原因の多くは調理従事者を介したものとなっています。

については、「ノロウイルスに関するQ&A」（最終改訂平成30年5月31日厚生労働省作成）等を参考に、広報誌等により地域住民に食中毒予防の普及啓発をお願いします。

なお、公益社団法人日本食品衛生協会においては、11月から1月までの3ヶ月間を「ノロウイルス食中毒予防強化期間」として、食品事業者や消費者に対し、広く啓発活動を推進することとしており、当所においても管内の食品衛生協会と連携を図りながら自主衛生管理の推進及び食中毒予防の啓発を推進することとしています。

「参考」

ノロウイルスに関するQ&A

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html

担当 食品衛生係

電話 0848-25-4642

（担当者 眞澤）